

# 市街地活性化特別委員会会議録

日 時 平成21年4月21日(月)午後3時00分

場 所 第一委員会室

## 協議事項

- 1 塩尻市振興公社について
- 2 その他
- 3 現地視察

## 出席委員・議員

委員長	中村 努 君	副委員長	金田 興一 君
委員	石井 新吾 君	委員	小野 光明 君
委員	今井 英雄 君	委員	五味 東條 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	塩原 政治 君	委員	中原 輝明 君
議長	中野 長勲 君		

## 欠席委員

委員	牧野 直樹 君	委員	太田 茂実 君
----	---------	----	---------

## 説明のため出席した理事者・職員

副市長	青木 俊英 君
協働企画部長	長尾 進一 君
経済事業部長	米窪 健一朗 君
中心市街地活性化推進室長	藤森 茂樹 君
市民交流センター開設準備室長	田中 速人 君
中心市街地活性化推進室長補佐	高木 哲也 君
中心市街地活性化推進室長補佐	中野 實佐雄 君
市民交流センター開設準備室担当係長	塩原 恒明 君
市民交流センター開設準備室主任	大池 静江 君
市民交流センター開設準備室主任	山田 崇 君

## 議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	主事	大村 一 君
------	---------	----	--------

午後 2時58分 開会

**委員長** 皆さん、御苦労さまでございます。年度始め連休前の大変お忙しいところですが、御参集いただきましてありがとうございます。ただいまより、市街地活性化特別委員会を開催いたします。まず、太田委員と牧野委員から欠席の連絡が入っているので、連絡をいたします。それから人事異動で新しくなった方の自己紹介をここでしたいと思いますので、お願いします。

〔職員自己紹介〕

**委員長** それでは本日の日程について、副委員長のほうからお願いします。

**副委員長** どうも御苦労さまです。あいにくの雨になってしまいましたので、当初はえんぱーくの現場を先に見てという予定でございましたけれども、ひとまずJVの事務所がありますが、奥に会議室がありますので、そこで設計士から説明を受けた後、天候を見ながら現場視察を考えたいと、このように思います。その終了後、グルメでこのメンバーでは最後になります懇親会を予定しておりますので皆様の御出席をお願いいたします。以上です。

**委員長** それではただいまから、協議に入りますけれども、理事者からあいさつがあればお願いいたします。

#### 理事者あいさつ

**副市長** どうも御苦労さまでございます。年度始めということでございまして、なにかと御多忙中のところ、また、きょうは雨になっておりまして足下の悪い中、御参集いただきまして、市街地活性化特別委員会を開催いただきましてありがとうございます。当委員会につきましては、前回塩尻市の振興公社等の状況につきまして、考え方等申し上げてきたところでございますけれども、本日はその後、概要、あるいは、振興公社の考え方、事業の内容、組織的なこと等につきまして、一応の素案を作りましたので、その辺につきまして御意見を賜りたいということでございます。また、えんぱーくの条例の準備を現在しておりまして、その考え方等についても委員の皆さんから御意見を賜って反映してまいりたい、そのようなことを考えておりますので、いろいろとまた御協議をお願いしたいと思います。また、現場のほうを見ていただけるということでございますので、そのようなことでいろいろお世話になりますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。簡単ですが、開会にあたりましてのお願いのあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### 塩尻市振興公社について

**委員長** それでは協議事項に沿って協議に入りたいと思います。1番の塩尻市振興公社について説明をお願いします。

**中心市街地活性化推進室長** 大変御苦労さまでございます。それでは私のほうから、振興公社につきまして御説明を申し上げます。まず、趣旨でございますが、本市の都市環境の整備改善、都市機能の向上及び地域産業の振興に関する諸事業を行うため、(仮称)塩尻市振興公社を設立したいので協議をするものでございます。経過報告でございますが、全部読みませんけれども、今までの大きな流れだけそこに書いてございます。平成18年度から平成19年度にわたりまして、活性化基本計画を協議していただきまして、平成20年3月に任意の活性化協議会は解散、発展的に解散をしてございます。それを昨年の平成20年5月に法定の活性化協議会のほうに受

け継ぎまして、基本計画の協議を行い、7月29日に協議会としての基本計画の了承をいただきました。それを、国のほうと協議いたしまして、11月11日に内閣総理大臣の認定を受けたということでございます。この基本計画を実施をしていくにあたりまして、中活法のほうでいいますと、中心市街地整備推進機構という言い方をしているのですけれども、それを担う機関として振興公社を設立したいということでございますが、その基になります法律が12月1日一般社会法人及び一般財団法人に関する法律が大きく改正になっております。その後、12月12日の本委員会におきまして、このときの表題は中心市街地整備推進機構についてということでございましたけれども、初めて御提示をさせていただきました。その後、年が明けまして平成21年1月に事業の中で関係がございます駅南地区の市街地再開発事業の予定区域の関連不動産の競売がございました。それから1月30日に本特別委員会がございまして、そこで振興公社について御協議をいただいております。それから2月13日に議員全員協議会にも同様の内容で御説明をしております。さらに、3月16日、新年度の予算の関係がございまして、この中でも本特別委員会で振興公社について御協議をいただいたということでございます。この3月16日の資料が、この時に出しました資料が、3の内容のところでございますけれども、資料1-1から1-4までをすでに出させていただきます。本日は主に3の内容の上から5つ目の(仮称)塩尻市振興公社の評議員及び役員(案)については、初めて提示をするという形でございますので、後ほど説明をしたいと思っております。なお、今後の予定の所、後でも触れますが、6月の議会に関連の補正予算が若干ございます。どうしても必要になりますので、それを上程させていただきます。議決後に公社の設立を目指していきたいということでございます。

それでは、資料1-1から1-4まででございますけれども、これにつきまして前回提示した所と若干ですが、変更になった部分がございますので、庁内の調整やほかで変更になったところだけ、主なところだけ少し御説明をさせていただきます。まず資料1-1、裏表で2枚つづりでございますが、その3ページの所をお開きいただきたいと思っております。3ページのちょうど真ん中に9番評議員及び評議員会というものがございます。公社に評議員7人以上10人以内を置くとなっておりますが、当初の案は5人から7人で行ってまいりました。後ほど説明いたしますけれども、やはり必要な方、メンバー等を拾っていった中で、実態としてはこのくらいの人数がいいのではないかとということで、ここが前回と変更になった点でございます。なお、7から10というのは、下の10番の役員のところの(1)役員の理事の人数ですが、それも7人から10人という形で同じでございます。それが大きく変更になっております。それから次のページ、4ページの一番下でございます。設立ということで、3月定例市議会における出捐金の予算500万円でございますが、3月議会で議決をしていただきました。関連の補正予算を6月議会に上程し、議決後設立を予定するというところでございますが、この主な内容は、後で事業計画、前回のおさらいで付けてございますけれども、職員を振興公社のほうに派遣をするというふうになりますので、市の職員がそこに派遣になりますので、給料と手当、いま現在は市の職員として給料、手当という形で市の予算を組んであるわけなのですが、振興公社に対する負担金という形で組み替えをしていくという、その辺のところは補正予算の主な内容になってまいります。その辺の手続きを踏んで設立をしていきたいということで、その表現を少し変えてございます。

次、資料1-2をお願いしたいと思います。これは塩尻市振興公社の定款(案)ということで、前回提示させていただきましたが、これは1ページから8ページまでございます。大きな所で変更はございません。先ほどの

評議員会の所の人数が変わっております。少し確認の意味で、後ほど評議員と理事の提案をさせていただきますので、1枚めくって2ページのちょうど真ん中辺、第3章評議員及び評議員会、第1節評議員ということで、この第10条の所が評議員7人以上10人以内ということで、これが前回と変わっております。確認の意味で読ませていただきました。その次の、任期の、1つとんで任期の第12条のところ、評議員の任期は一応4年という形になっております。それから、右側の3ページの所、評議員会というものは、理事会の決議に基づいて理事長が招集するのですが、その下から3分の1くらいの所、議長第19条評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出して、いわゆる座長的な形でございますけれども、議長という形の方がおられるということでございます。次のページ、4ページをお願いしたいと思います。第4章役員及び理事会、役員というのは理事と監事でございます。第24条に書いてございます。理事7人以上10人以内と監事2人以内ということでございます。理事のうち1人を代表理事とし、代表理事をもって理事長とするということで、理事長が1人選任されます。選任等ということで、理事及び監事は評議員会において選任しますが、後ほど出てまいります。当初の理事、監事は定款の中に盛り込みたいと思っております。第25条の2、理事長は、理事会において理事の中から選任するという規定になっておりますけれども、これも後で設立時にまた検討をいたしますが、設立時についてはどうなるか、その辺はまだ未定でございます。あと、3の所、理事会は、その決議によって理事の中から副理事長、常務理事各1名を選定することができるということで、体制といたしましては、理事長、副理事長、常務理事、あと普通のいわゆる平の理事という形で全体の構成になっております。次、5ページの上の所、上から5行目あたりの所、任期第28条ということで、理事の任期は2年になっておりますので、御確認をいただければと思います。あと大きな変更点はございませんので、割愛をさせていただきますが、よろしくをお願いしたいと思います。

次、資料1-3ということで、これは前回提示させていただきました。これは変更点はございません。確認の意味でどんな事業をやるかということだけでございますが、(仮称)塩尻市振興公社事業計画(案)ということで、当面この3年間の中では、まず1つは中心市街地活性化事業ということで中心市街地活性化基本計画に掲げられた事業の推進を図るということで、用地の先行取得ですとか、市街地再開発事業の(2)の市街地再開発支援事業、情報提供、コンサルティング事業ということで、当初は市からの派遣職員2人程度を考えております。収入、支出につきましてはその下の表のとおりでございます。なお、職員分については、先ほど説明いたしました。収入の所、市の負担金ということで、人件費の負担金を市のほうから入れていただきまして、支出のほうに同額を盛り込んであります。あと、再開発事業の再開発組合、準備組合等からのいわゆる事務費を収入、受託収入として充てて事業を行っていくという、そういうものでございます。

次、めくっていただきまして、2ページ、3ページ。2ページの塩尻インキュベーションプラザ(SIP)事業でございます。市からの受託又は指定管理によりまして、塩尻インキュベーションプラザの運営を行い、地域産業の振興を図るということで、インキュベーション施設管理運営事業が(1)、(2)ビジネスサポート事業、(3)人材育成事業、(4)研究開発事業ということで、運営体制といたしまして、市からの派遣職員2、3人という形で考えております。資金計画は、下に書いてあるとおりでございますが、国等からの100%補助等も入っております。それもいわゆる組み込みソフトに関する国からの補助金を受けて行う事業等もその中に含まれておりますので、お願いをしたいと思います。それから、3ページのほうが雇用促進住宅事業ということで、こ

これは平成22年度からスタートいたしますが、雇用促進住宅のみどりが丘住宅の指定管理者を受けて、当該住宅を管理運営するというものでございます。内容は割愛をさせていただきます。最後に4ページのほう、駐車場事業。これは市営立体駐車場の運営の受託とか、まちなか駐車場の整備等でございますが、まだ公営企業債の終了まで時間がございますので、まだ少し先になるということでございます。あと、そのほかに公共施設の管理運営やその他業務があるというものでございます。確認の意味で、また読ませていただきました。

続きまして、資料1-4でございますが、一般財団法人設立の手順、流れということで、これも前回説明させていただきましたが、現在は定款などの、上から2つ目の定款などの書類作成をして、公証人役場での定款の認証のために、公証人役場の担当の方と打ち合わせをしている状況でございます。その後、500万円の財産を銀行に拠出いたしまして、法務局で登記を申請して登記完了となりますと、設立となるという流れで、こういった形で設立ができるということでございます。

それでは最後に資料1-5というのが裏にございます。これは初めて出させていただく資料なのですが、塩尻市振興公社の評議員及び役員(案)についてということで、まず評議員は先ほどの概要や定款の中でも、前回も説明させていただきましたが、7人から10人ということなのですが、まず理事会に諮る、例えば、予算でありますとか事業計画でありますとか、そういうものを評議員会でまず審議をしていただいて、そして理事会のほうに最後は移って、決定するのは理事会という形になるということでございますが、ここに市議会の代表で3人の方をお願いできないかと。それから経済界の代表ということで商工会議所から1人、農業協同組合から1人、観光協会から1人。それから、市民代表という表現にさせていただきましたが、区長会から1人。学識経験者ということで、松本歯科大、信州大学からそれぞれ1人、合計9人という形で評議員を構成していったらどうかというのが御提案でございます。

それから、理事のほうは決定機関でございますが、副市長、収入役、それから、部長級につきましては、全部長ということではなくて、今回の振興公社の、一番の行う事業ですが、都市環境の整備でございますとか、産業の振興ということが主なものでございますので、総務部長、協働企画部長、経済事業部長と建設事業部長に入ってくださいというものでございます。その次、専任の理事という形で書いてございますが、これは具体的に言いますと、理事長または副理事長または常務理事のいずれかということになるかと思いますが、だれが入るかということは今の段階ではわからないものですから、言い方としては専任の理事というふうに表現をさせていただきました。それからSIPの関係で、塩尻インキュベーションプラザのインキュベーションマネージャーが全体のSIPの管理運営も含めてやっておりますので、理事として入っていただいたらどうか。それから、監事のほうですが、市の監査委員1人、市内の金融機関代表1人ということでございます。それで、評議員のほうにつきましては、いろいろな考え方があるかと思いますが、やはり都市環境の整備ですとか、産業の振興ということで非常にハード的なものを扱う事業も非常に多いことが予想されますので、市民の意見も広く代弁してそこで発言して意見を言える、そのような立場の人ということになりますと、やはり市議会議員の方にお入りいただいくのが一番よいのではないかとということで、本日の提案になっているものでございますので、お願いしたいと思います。

それから、それ以外にきょう、資料ナンバーを全然書いていないのですが、他市の状況と伺いますか、そういうことで一番上に2枚のつづりで財団法人中野市振興公社と書いてあるものが付いているかと思えます。おわか

りでしょうか。まず、この中野市の関係は、中心市街地の整備推進機構の指定はここはしておりませんが、長野県の中で、財団法人でこういう類の公社をやっているところはいくつかございますけれども、その中で中野市がこういう形でやっているよという例でございます。上の顧問の所は抜きまして、まず中野市の振興公社の役員でございますが、理事長に副市長さん、あと以下、教育長、総務部長等々、市の部長級の方が入りまして、あと、商工会議所の会頭さんと、JAの代表理事組合長が入っております。中野市は地場産業の振興に対する諸事業等を行っている公社でございます。裏面をお願いしたいと思います。裏面に、これは1枚目が理事なのですけれど、裏面に財団法人中野市振興公社の評議員名簿ということで、評議員は、数えますと8人いるのですけれども、そのうち4人が市議会の副議長さん、総務文教、民生環境、経済建設委員長さんが入っております。あと、監査委員、農業委員会、商工会議所、JAが入っているというふうなことがございましたので、一応参考までに付けさせていただきました。

その次、3ページ目でございます。今度は全国的になりますけれども、日本全国で中心市街地整備推進機構に指定されている財団法人がいくつもありますけれども、その中でネット上で調べられるものをいくつか当たった中で出てまいりましたのが、財団法人千葉市都市整備公社でございます。ここは、上の半分くらいのところに、会長から理事が6人ほど書いてございます。ここは、市長以下、あと千葉市の部長級の方が入っているというものでございます。評議員が下半分に書いてございますが、ここは12人おられますけれども、市議会議員全員がここに入っている、このような形をとっているところもありますよという例でございます。

最後に裏面をお願いいたします。これは、山形市の開発公社の役員名簿なのですけれども、これは評議員制度をまだ設けていなくて、これから設けるということでおっしゃられましたが、理事しかありませんでしたが、ここはどのような意味で付けたかと言いますと、理事のところを見ていただきますと、上の理事長以下、市の部長さんで占めているというような例がありましたので、参考までにつけさせていただきました。非常に例もいくつかあるのですけれども、こういう例もあるよという形で少し付けさせていただきました。なお、山形市は工業団地や住宅団地の造成だとか、さまざまな施設の管理を行っているということでございます。以上でございます。

**委員長** では今までのところで、御質問、御意見ををお願いいたします。

**中原輝明委員** 評議員と理事というのは先ほど説明があったが、もう一度その差を説明してもらえますか。評議員はどういう役割で、監事はどのような、理事ですか。しっかりその辺を。評議員の立場。

**中心市街地活性化推進室長** それでは、確認の意味でもう一度説明させていただきます。資料1-1をもう1回。1-1を1枚めくっていただきまして、3ページの所に評議員及び評議員会というものが9番の所であります。10番が役員ということでございます。評議員会は基本的に、9番の評議員及び評議員会の(2)の評議員会という所の一番下に法定決議事項というものがございます。評議員会で決めなければならないと言いますが、決めるべきことというのは、理事、監事、会計監査人の選任、解任、報酬の決定。それから、定款の変更。事業の譲渡、解散後の継続決定などということになっておりますので、評議員会のいわゆる決議事項というのは、法定のものはそれだけでございます。ただ、その上の、に書いてございます。の所に書いてございますが、評議員会は、法及び定款に定めるものを決議するほか、事業計画、収支予算のほか重要な事項について理事長の諮問に応じて審議をするとなっております。ですから、通常、毎年行われます事業計画、収支予算、決算も含めてございますが、そういうものについては、当然理事長が諮問をして、そのの評議員会で審議をしていただいて、

そこで意見が出れば修正等が加わって、その後の理事会で決定をしていくという、そういう流れでございます。以上でございます。

**中原輝明委員** そうすると、この理事会のほうだが、理事会は部長級がみんな入って、これは内輪だけで全然スムーズに行きますね。このように内輪だけではどうにもならないではないか。このようなものを出しても、決定などはみんな内輪だけでやっていって。もう少し意見が出るようなものを入れないといけないのではない、新しい。部長を入れればいいというものではないと、私は思うが。実際は格好だけではないですか、絵にかいた。説明は厳しい説明かもしれないが、その辺をはっきりしていかなければ。内輪だから、私たちが何を言うこともない。理事会で決定したのだから、決定に従うということではないですか。公社と同じですよ、全く。

**経済事業部長** 私どもも、実は理事会に議員の皆さん、土地開発公社にもお入りいただいているものですから、お入りをいただきたいというふうに思っております。今でも思っております。ただ、全国の市議会議長会に議事事務局から照会をしました所、公社の理事会等に市議会議員が入ることが適切かどうかと、こういうお話でしたが、あまり好ましくないというお返事でございます。というのは、理事会は決定機関でございますので、理事会で議員の皆さんがお入りいただいて決定したものを、例えば議会の場で市がそれに関連する予算を上程したとしますと、その議案に対しては議員としての可否が表明されるわけでございますので、立場が重複してしまうような立場になってしまうのだらうなという解釈であります。そういう意味では、評議員の中でしっかり御議論をいただいて、それに基づいてその御意見に基づいてきちんと理事会で議決を経て事業執行していくと。理事会は執行機関でございますので、その辺の色わけといいますか、それは、議会と評議員会と理事会ということで、やはりしっかり分けたほうがよいのではないかと、ということを私どもは今、考えております。

では、しからば土地開発公社はどうかということでございますけれども、一般に土地開発公社は特別法によって定められたものでございますので、その辺の問題は多少残っていますけれども、関連的にどこの市でも議会の皆さんにお入りいただいているというようなことで、それはそれとして許されるのだらうなというふうに思っております。ただこれは一般財団法人でございます、ある意味では利益を出していくような機関でございますので、その辺は少ししっかり区分けをしたほうがよいのではないかと考えて、こういう形で御提案をさせていただいた次第であります。

ただ一方で、公社の評議員会ならよいのかと、こういうことでございますけれども、これも厳密に言いますと、市議会、全国の市議会議長会の中では、これも照会をいただきましたけれども、必ずしもあまり好ましくないのだけれど、それはなんともいえないなと。兼業禁止ではないでしょうと。50%以上でもないですから、というようなことで、非常に微妙な御意見をいただいております。なお、レザンホール、文化振興事業団につきましては、議員の皆さんにつきましては、経過はわかりませんが、評議員にも理事にもお入りいただいているということで、文化という特殊な教育畑のものでございますので、その辺の配慮もあったのではないかとというふうに考えておりますが。私どもとしましては、ぜひ議会の皆さんの御審議をきちんと賜りたいということでこういう形をとらせていただきましたので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

**中原輝明委員** いや、私は議会が入りたいけれど、これは議員の皆さんがどうかは知りませんよ。ただ心配するのは、部長や内輪だけでは全てがスムーズいくわけですが、絶対に突き当たらないのだから。それを心配するのは。勝手にやられる、やられるなどと言う言葉が悪いが、勝手に自分たちのいいように

進めて、理事会で決定した議会はこうだよと。それでは議会は、議員はいろいろ言う必要はない。議会で認定して選任したのだから。その辺はきちんとしていかないと、今の部長の言うような考え方をするなら、いろいろあると思う、議会が入る場合には、私は入りたいから言っているのではなくて、一番心配するのは、危険というものは、自分たちだけで丸い中ですべてを運営していくと。突出したものは全然ないわけですが。例えば、まりでも、中にブレーンがいてはじけているような人がいないわけだ、中に入ったきりで、丸の中で。それで心配するので。その辺を副市長はどういう考えでいるかは知らないが、その辺はきちんとしていかなければだめだ。

**副市長** かねがねそういう御指導をいただいているので、市としてもどういう方法がいいのかというものを検討させてもらいました。今回の財団の法律等を見ますと、理事会と、それからの評議員会と2つの制度になっておりますので、要するに理事が執行を握ったときに、評議員会のほうで本当に目的にあった執行がされているかどうかをチェックする機関になっています。従いまして、評議員会のほうに理事の任命権を与えてありますので、もし、理事のほうで単独でどんどんやるようなことがあったり、役員が職務上の、なんといいですか、義務違反や何かをやったときには、評議員会が、役員を任命する、クビにすることができますので、そういう部分を握っているのです、評議員会は、だから、評議員会の皆さんに議員の皆さんにも御参画いただいてやれば、よりうまくいくのではないかと、そういう具合に考えているわけです。後は部長の説明のとおりです。

**中原輝明委員** 今、副市長のうまい話を聞いたわけだが、なかなか、あの、口というものは重宝に動くが、腹の内はわからない。そこで、今だけそこだけしっかりやってもらえば、私はいいと思う。ただ、懸念するのは、ほかの議員はどうか知らないが、やはり基本的には責任があると思う。しっかりやってほしい。

**副市長** おっしゃるとおり、部長達だけでやってしまって本当にいいのかという御懸念もあると思いますけれども、だから、評議員会のほうで予算などの議決をしていただかないと、決議をしていただかないと執行ができませんので、そこを評議員の皆さんと意見交換を十分やりながら進めていかなければいけないという具合には感じております。

**中原輝明委員** しっかりやってください。

**柴田博委員** 評議員と理事についてですが、定款のほうには細かく書いていないわけですが、今の1-5の資料にある案では、評議員のほうはいろいろな市議会、経済界、市民代表等という所が入っているわけですが、その辺についてはどういう扱いになるわけですか。例えば、市民代表で、例えば区長会から誰か1人出たいただいて、それが、区長会長が当たるのか、それとも区長会の代表で誰か特定の個人の名前で評議員になるのか、その辺によっては任期等の関係でいろいろ変わってくることもあると思うのです。その辺の考え方はどういふとらえ方ですか。

**経済事業部長** 私どもとしましては委嘱という考え方をしております。従いまして、私どもから個人的にだれだれさんということではなくて、組織の中から御選出いただいて、そういう立場で御参画をいただきたい。なお、最初は、設立者であります市長が評議員は委嘱をします。理事については任命をするという形式をとらせていただくということになっております。

**柴田博委員** たとえば、評議員のほうは任期が4年間くらいあるわけですね。例えば、区長会から区長会長かだれかが1人出てきたとして、その人が評議員になった場合には、その人が区長会長を降りても、その人がずっと任期の間はやるという、そういう形になるわけですか。

**副市長** そういう区長会とか、そういう機関で委任した場合には、その機関の任期が終われば、交代していただきますので、途中、例えば任期が4年であっても、途中でその任が終われば、そこで交代して後任の人が残任期間をやっていただくという、そのように定款に書いてありますので、そのような具合にやっていったらいいのかなと考えております。

**柴田博委員** 区長会だけではないですけども、例えば区長会で1人どなたか選んできて、その方が区長である間はその方ということですね。長でなくとも別に。

**副市長** 区長会としてその方でよろしいということになれば、そのとおりでよろしいのかなという具合に考えております。

**柴田博委員** では、皆そういうことですね。

**副市長** そういうことでよろしいかなと思います。

**柴田博委員** 理事のほうについても、先ほどの話で、評議員会のほうで理事にふさわしくないという場合には、理事を辞めさせることができるということであれば、こういう肩書きだけで、この肩書きの人が常に理事だということではない、ということに理解してよいと。

**副市長** 25条の所に理事及び監事は評議員会において選任するということになっていますので、第1回目は、先ほど説明しましたように定款もまだこれからきちんと作るころなものですから、設立者が一応選任することになっていますけれども、それ以後は定款どおり運用させていただきますので、その評議員の皆さんがふさわしくないということになれば、そのとおりに選任していただければそうなるということになります。

**副委員長** 今の柴田委員の関連ですけども、私も区長会の経験があるわけですが、区長会の三役、理事とも、任期は1年間なのです。今のお話ですと、区長会の三役だとか理事だとかは関係なくして、区長会の中からは1人というお話ですが、塩尻市の区長会にはいくつかの充て職がございまして、一番、私どもの時は50くらいありましたか、それを削って、できるだけ関係の薄いものは削るという形で、現在やっているわけですが、例えば、どこで区長会で、そういう形で次から区長をやっている間はいよいよということに仮になったとしても、市内では区長の任期が1年という地区がいくつもあるわけなので、そういうところの人がもし仮に人物的にいいということになったにしても1年交代、最長でも2年。区長会から出て1年交代でこういうところに入るというのは、私の経験上、ただ名前を連ねるだけでほとんど機能しないというのが実態だという実感を持っているのですが、これらの点についてはどうなのでしょう。

**経済事業部長** 私どもが、なぜ区長会の皆さんから、区長会から選任と言いますか、御参画いただきたいということは、一般的に市民の皆さんに非常に近い感覚でいろいろ御審議をいただけるのではないかと、これはもちろん、議員の皆さんもそうですけれども、区長という立場を通じてそういうふうに御審議いただけたら考えたものですから、そういうふうにさせていただいて原案で提出させていただいてあります。

従いまして、1年で交代をされる、あるいは2年で交代をされるということは当然あるかと思いますが、そういう状態の中でも、なおかつ事業の会議について御判断をいただくということが、非常に私は、逆に大事なのかなというふうに思っておりますので、そういう意味で、今回こういう提案をさせていただいたということでありませう。

**副委員長** もう1点。通例的には、区長会長、各10地区の区長会長をもって市の区長会を組織しているわけ

なので、充て職で出て行った場合には、2カ月に1回の理事会の中で報告する形でできるのですが、理事なりを退任してしまうと、そういう全体での報告の場がないので、このあたりの点は区長会でもよく詰めていただいて、それでいいということになれば、今のお話もわからないではないのですが、かなり厳しいかなという気がします。

**経済事業部長** 私どもとしまして、まだ区長会とも、あるいはその他の団体とも何ら御相談もしてございませんし、そういう形で可否も当然いただいておりません。従いまして、これからよく御意見を踏まえまして対応をさせていただきたいというふうに考えております。

**今井英雄委員** 評議員の役員の方案についての中で、専任の理事とありますが、こちらの1 - 3の資料の中で、市の職員、派遣職員2人、常勤理事とありますが、専任理事は常勤理事と解釈していいのですか。

**経済事業部長** そういうことであります。従いまして、今、塩尻市の職員の派遣に関する条例がございますけれども、その中で、この公社に職員を派遣をするという中で、理事で、いわゆる専任の理事で派遣をしていくと、こういうことでございます。

**今井英雄委員** そこが、今、行政改革を言っている中で、今は、はっきり言えばそのポストがないわけですね。その辺について、どうもあまりにもあれではないかという話も聞く。いろいろポストが増えてきて、早く言えば天下り先が、これは関係ないが。そのような所で、ポストばかりふえて、行革に逆行しているのではないかという話もあるわけです。それについてはどうか。開発公社にも事務局長がいる。どうですか、そういう関係で。中野市をみれば、総務部長が常務理事を兼ねているようなことになっている。1個、ポストがふえるということは、私としてはあまり、抵抗があるような感じがするが。

**副市長** 行革の観点からどうかということでございますけれども、先ほど振興公社の設置目的がどうかという所にも原因すると思えますけれども、むしろ、そういう民間の再開発事業などの技術指導などの部分を市が担当するというよりも、そういう公社を作ってはっきり分けてやっていただいたほうが、より行政として透明性が発揮できるのではないかと思いますので、そうなれば、行革の精神にあってくるものだと思います。単純にポストをふやす意味で公社を作っているということではございませんので、そういう面で、確かにそういう具合に考えるとポストがふえるかもしれないが、行革の本来の目的はそうではないような気がいたします。よろしく願いします。

**今井英雄委員** それは業務を進めたり、浸透させるにはいいかもしれないが、市民的には、ポストもふえてしまって、それは、抵抗感はあると思う。そういうことで、一応そういうことも含めてまた検討してもらえばいい。

**中原輝明議員** 関連で。今井委員は、市民、市民というが、市民にそれほどたくさんありますか。私の所は何もないようなものだが。2人でやってはいけませんが、個人的な話だけれど、感じたことだけれど、本当に市民がみんなそういうふうに見てくれば問題だろう。ただ、私にはそういうものはない。私が言いたいのは、行革はいいが、みんなでやってみて方向が一時的にはできれば進めるしかしようがないではないですか。行革に反対しているとか、後退しているとか、あれこれ言っても、両方の話を聞いてみなければいけない。そのことによって効果が上がればいいのではないですか、違いますか。

**今井英雄委員** それは、話を聞けば、それはそういうことだけれど。

**中原輝明委員** なんだか知らないが、私は市民からなどという話は聞きませんよ、そのようなことは。

**今井英雄委員** ポストがふえているからいけないという話があります。そういう話もあるというだけです。

**小野光明委員** この会社の概要の中で、11番事務局とあるのですけれど、全体の人数等書いてないのですけれども、その後の資料1-3の会社の事業計画を見ると、運営体制の中にそれぞれ職員等に派遣とあるのですけれど、これは、それぞれ、派遣職員がそれぞれ配置になっていくような形になるのですか。全体の事務局の規模が見えないのですけれど。

**経済事業部長** 今、原案で事業計画を固めているところでございますけれども、当面、中心市街地活性化事業のほうで事務局を兼ねる、事務局全体のとりまとめを兼ねるといことを考えております。したがって、そこには常勤と言いますか、専任の理事1人が張り付くということと、事業担当で1人が張り付いてくるということで、計2人でございます。

それから、インキュベーションプラザのほうにつきましては、現状、商工課から1人、この施設の担当が配置されておりますし、企画課から産学連携で1人配置されております。したがってその2人を市から派遣をしたらよいのではないかとこの原案では考えております。それが事務局構成ということでありまして。

**小野光明委員** すると、派遣職員は3人ということですか。

**経済事業部長** 4人です。

**小野光明委員** 4人ですか。インキュベーションの関係でビジネスサポートということで、このコーディネーターはこれまでもいらしたと思うのですが、するとテクノコーディネーターの2人は公社に所属して動くというようなことになるのですか。

**経済事業部長** これは、事情が実は、前段事情がございまして、そもそも市の産業振興ビジョンを策定した時に、産業振興公社というようなものを作っていくというような目標がございました。そういう中で、テクノコーディネクターが中心になって産業振興を担うというような形でございましたが、産業振興だけの公社ではなくて、今回、都市も一緒にして、都市整備も一緒にして振興公社を作っていくというようなこととございまして。従いまして、テクノコーディネーターにつきましては、インキュベーションプラザに籍を置くか、こちらに籍を置くかは別といたしまして、現在は1人ずつ、SIPに1人、こちらの商工課に1人配置しておりますが、その体制を一応公社に委託をして維持をしたいということとあります。

**小野光明委員** 雇用促進住宅事業の関係ですけれど、公社が指定管理者を受けて、市営雇用促進住宅として運営管理するのですね。3の運営体制の中には、また雇用能力開発協会へ委託するというふうになっているのですけれど、でしたら、そもそもこれは取得しなくてもいいのではないかとこの原案では、どうということなのですか。

**経済事業部長** 雇用促進住宅につきましては、御承知のとおり、ここ10年以内に全部廃止するというようになっております。多少見直しがかかってまいりまして、そのうちのスピードを少しゆるめるといようなこととございましたけれども、少なくとも自治体が引き受けてもいいよといようなものについては、廃止していきたいというのが国の意向であります。国と言いますか、独立行政法人雇用能力開発機構の意向であります。

したがって、いずれ何らかの形でこの雇用促進住宅が廃止されるのであれば、早め取得をきちんとして、市のいわゆる産業振興のための、あるいは、勤労者の福祉向上のための住宅として運営をしていくべきだろうというものが考え方とあります。

それをこの公社が一たん受けまして、ただいま、雇用能力開発協会が実はこの独立行政法人から委託を受けて

業務管理をしております。それは、いくつかの雇用促進住宅、例えば中信地区に雇用促進住宅がいくつかありますが、それをまとめて管理をしているので、非常にコスト的に安いということがございます。したがって、これをどうするかというのはこれからでございますが、場合によっては、公社が職員を置いて運営管理をしなければいけないというようなこともありますし、そのコストバランスを考えた時に、雇用能力開発協会へ委託をするのもひとつの案であるかということでもあります。これから、それは実際に取得をして計画を立てていく際に、そもそも指定管理を受けられるかどうかまだわかりませんので、その辺のことも含めて考えていきたいということでもあります。

**小野光明委員** そうすると、これは今後でしょうけれど、指定管理者を受ければ、ここにある雇用能力協会に委託することはなくなるということではないのですか。

**経済事業部長** 今のみどりが丘住宅を、例えば指定管理者を受けて管理人を1人つけて管理をしていくコストと、雇用能力開発協会へ委託をするコストとどちらが、まずコスト的に有利かということが検討の材料としてあると思います。それから、管理をしていく質の問題がございます。私ども市が取得をすれば、市の条例に基づいて適正な管理が求められるわけでございますので、その辺の委託をしたら、その質がきちんと維持できるかどうか、という両方からそれは検討をさせていただくべき事案だというふうに思っておりますので、この公社が指定管理を受けたからといって、必ず自前でそれを管理するというだけでは、必ずしもないのではないかなということでもあります。

**小野光明委員** その施設管理については、国の方針等もあるでしょうけれど、その協会のほうがある程度、形がはっきりしないとわからないということですか。

**経済事業部長** この施設管理というのは、建物の壊れたところをチェックするとか、そういう管理でありまして、入退室のあれをするとかそういうものは、専ら、例えば指定管理を受けたものについて責任をもってやらなければならないということですから、庭の掃除をするとか、せん定をするとか、そういういわゆる具体的な管理業務のことをそこで言っているわけでありまして。全体的な入退室の管理、その権限を行使する管理という意味では、もし公社が指定管理者になれば、それは責任をもってこの公社がやらせていただくということでございます。

**柴田博委員** 先ほどの続きのような感じなのですが、例えば評議員とかが、設立時には1 - 5にあるような形で選ばれてくると思うのですが、その後についても、こういう、例えば内訳で選ぶような形にたぶんなるのだと思うのですが、その辺は何か文書的なもので示されるわけですか。たとえば、議会からは3人、経済界からは、それぞれの団体から1人ずつというような形で、そういうものは文書として、どこかに規則とかそういう感じが出てくるわけですか。

**経済事業部長** 定款の2ページに第11条で、評議員の選任及び解任は評議員会の決議により行う、というふうになっておりますので、これはこのとおりであります。したがって、この評議員が必ずしも議会の方々、あるいは、ここに掲げてあるような所から選出されるというのは、未来永劫そうなるとは限らないということでもあります。

**柴田博委員** とりあえず、評議員についても理事についても、設立時はこういう構成で選びますよということですか、それだけですか。

**経済事業部長** 一義的にはそういうことであります。ただ、だいたいそれが継続的に行くのが通常だと私どもは思っておりますので、そのようなことなのかなということですよ。

**柴田博委員** 例えば、評議員会ではじまって、誰かが変わらなければいけない時に、改めて、例えば議会から1人誰かが抜けたから、もう1回議会から選んでくださいということは、評議員会の中では強制はされないわけですか。

**経済事業部長** そうです、そういうことです。

**中原輝明委員** 振興公社というのは、いつごろ自立ができるようになるという予定はあるわけですか。永久に永劫、一般会計から、市から繰り入れをしなければいけないわけですか。

**経済事業部長** 私どもの、ここにもございますとおり、目的は市街地の整備と産業の振興でありますので、これは専ら行政の政策に準じて仕事を実施することが当面は多いのかなというふうに思っております。ただ、最後のほうに、公共施設の管理運営とか受託がございます。他市の例などを見ますと、例えば岡谷市は、岡谷の振興公社は、文化会館からはじまりまして、ほとんどの公共施設の管理、いわゆる大きい公共施設の管理を受託しております。そういう意味では、直営であるべきか、または公社が受けるべきか、または違う団体が指定管理者として受けるべきかというのは、議論は分かれるところでございますけれども、先ほど、行革の御意見もございましたけれども、最終的には行政が直営をするよりも安いコストできちんとした管理ができれば、この公共施設なり、それに準ずるものの管理運営というものを適正にやっていくひとつの材料になりはしないか。その場合には、適正な直営よりも安いコストで当然運営されるのがメリットでございますので、繰り入れとか何とかということではなくて、きちんとした適正な管理料を、指定管理者としての管理料をいただいて適正に運営をしていく体制が作れば、それが一番いいのかなというふうに私どもは将来的な展望としては、そういうふうに考えております。従いまして、いつまでも市の職員がそこへ出向していくということも、なかなか。今のところは再開発事業とか、それからいろいろなことがございますので、そういう関連の中で行くということになりますけれども、将来的には、そうではなくて民間の方々にも職員としてお入りいただいて、開かれた体制でコストが安く良質な管理運営ができるような形が望ましいのかなというふうに思っております。

**委員長** ほかにございますか。

1点、スケジュールの関係なのですが、6月に組み替えの予算をやるような予定でいるということは、それまでに法人の認可を受けたいという、そういうことでいいですか。

**経済事業部長** これは法律が変わりまして、前は公益法人は県知事認可でありましたけれども、認可を受ける必要がなくなりました。従いまして、登記をすればそのまま、もちろん登記の可否はございますけれども、要件はございますけれども、そこで、法人設立が登記的にはできるということになります。私どもが今考えておりますのは、予算の組み替えがありまして、現予算がありますので、公社をその前に設立しても現実的な運営ができませんから、議会の御審議をいただいて、予算の組み替えの議決をいただいた後に所定の手続きを踏んで、設立をしたいと、こういうふうに考えております。

**委員長** そうすると、評議員の関係ですけれど、市議会とかほかの所への具体的な依頼はいつ頃されるつもりですか。

**経済事業部長** きょう御意見をいただいて、私どもとしましては5月19日に全協がございますので、そこで

御説明申しあげて、その後かなという、実際のオンザテーブルでいろいろなところにお話しするのは、その後かなというふうに考えておりますが、ただ、議会の御都合もございますので、その辺はまた御相談させていただきたいというふうに思っています。

**中原輝明委員** これは、議会事務局長にも言いたいのだが、今、全協が5月のいく日に決定したようなことを言うが、議会はそれでいいのか。だいたい、きょうも言ったけれども、おかしい。議会の私たちが知らないのに、協議会が決定しているのなら、なぜ私たちに言わないのだ。こんな所でやってはだめだ。

**経済事業部長** 申し訳ありません。予定で聞いておりますので。

**中原輝明委員** こんなばかなことはない。局長、しっかりしてくれ。もっとしっかりしなければだめだ、局長が。職員ではないですよ。議会の信義がますます落ちている。こんなばかなことはない。

**議会事務局長** 済みません、議会運営委員会のほうで、一応こういう案だということで事務局から出しまして、それで決定していただいたものですから、流れ的には確定ではないのですけれども、予定ということで表を作っ  
て出してありますので、各会派のほうへは行っているものだと思っておりますので。

**中原輝明委員** きょう、ああいう具合に発言にしたのは出ているではないか。それなら、きちんと私たちに言わなければいけないではないか。議員に。

**議会事務局長** 各個人のほうへ出せということでございますか。

**中原輝明委員** 個人より何より、決定しているなどと言っているではないか。そんなばかなことがあるか。あれははっきりしていないのでしょうか、予定表でしょう。

そちらが言ったのが悪いのではない。

言うのなら、事前にこうだと、決定していると言ってください。あれは、予定表ですよ。

**議会事務局長** はい、あくまで予定表で、今、もちろん部長のほうでも予定の中で進めている段階ですので、確定はまた後ほど。

**中原輝明委員** それでわかったから、いいです。

**委員長** 市議会代表ということですが、市議会としてどうするかというのは、また議長のほうに相談があるということで、解釈をしたいと思います。

### 塩尻市えんぱーく条例の考え方について

**委員長** 次に、えんぱーく条例の説明をお願いします。

**市民交流センター開設準備室長** お手元の資料2ですが、A4、1枚のものでございますが、ごらんいただきたいと思います。塩尻市えんぱーく条例の考え方について、というものでございます。この条例名を含めまして、現在、骨組みでありますとか、進め方につきまして、庁内検討を始めた段階でございますので、趣旨にござい  
ますように、制定の考え方、あるいはスケジュール等について協議をお願いしたいというものでございます。

2番目、協議事項でございます。まず、えんぱーく条例の構成につきまして3点ほど基本的な考え方を出して  
ございますので、ごらんいただきたいと思います。(1)の所でございますが、複合公共施設ということで定義を  
いたしまして、その構成する施設を掲げていきたいとするものでございます。この中身でございますが、実は、  
他市の条例等も調べまして類似の施設を見た場合、2つの方法がございます。1つは、施設全体の、こういった

ものが入っているかということがわかる形のもの、もう1つは、それぞれの条例、例えば図書館条例とか子育て支援センターの条例の中に、その位置を示してありますが、全体が何が入っているかわからない、そういう条例の2つがございます。これにつきましては、これまで機能の融合というようなことを運営管理方針の中でも考えてまいりましたので、基本的には全体がわかる、そういった構成にしたいというものが1点目でございます。

それから、2点目でございますが、既存の条例及び規則を生かしていきたい、ということでございます。これは、下の所に条例の構成案がございますが、3番の所に施設の構成というふうに書いてございます。全てを1つの条例でうたいますと、かなり長くなってしまいますので、例えば、図書館条例、子育て支援センター条例につきましては既存のものを使いまして、インデックス的な形を出してまいりたいという形でございます。

3番目でございますが、仮に市民活動施設というふうに書いてございますが、いわゆる貸館の部分になります。会議室でありますとか、イベントホール等、これの利用の許可、使用料、減免等につきまして設置条例で定義をまいりたい。また、運営協議会の規定につきましても設置条例の中で定義をまいりたいという所が基本的な3点でございます。

それから、裏面の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。今後どうするかということでございますが、9月の定例会のほうへ設置条例を上程してまいりたいというふうに考えております。理由につきましては3点、下に書いてございますが、1つは、市民の皆さんへの早期周知、それから、貸館の予約を開館前6カ月から開始したいと。これにつきましては、レザンホールも開館前6カ月からそういった部分をやっておりますので、それに合わせた形。それから、庁内の組織再編等の動きにあわせてそういったものをやりたいということで、9月を考えております。

さらに4番で、制定までのスケジュールということでございます。先ほども御指摘がございましたが、日程等につきましては、あくまで予定ということでございまして、特別委員会へお諮りするとともに庁内の検討を進めながら、9月の定例会でという方向で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**委員長** 御意見、御質問ありましたら、お願いします。

**中原輝明委員** これは、今度、今井委員にもしかられると思うが、人の話だと、えんぱーくの前にあるイトーヨーカ堂が撤退するという話を聞いていると言え、また、今井委員にやられてしまうのでいけないが、これはどういう考えでいるのですか。何しろ、聞く話によると、市では、金をいくらかでも出してももらわなくてはならないという話が1つ。そして、今、もう困難でどうしようもないから下がるよというものが2つ。そのどちらが本当なのですか。必ずあれは、あそこに持続していくか、いかないか。その見通しはどうなっているのですか。一般から聞くと、見通しは薄いということを知っているのです。それを、どうすればいいかということ、現状はどうなのかということと、どのようにすればどうなるかということ、考えているか、いないかということを知りたい。

**経済事業部長** イトーヨーカ堂は、実は、お時間をいただいてあその構成から説明させていただきますが、地下1階がアップルランドと、アップルランドがだいたい9割くらいを所有しています。あとは、当時の地権者の作った会社が約1割を所有しています。1階から3階までのフロアはイトーヨーカ堂が約9割、当時の権利者の会社が1割を所有しております。そういう区分所有をされたビルであります。したがって、権利者の会社は、

アップルランドとイトーヨーカ堂にそれぞれ床をお貸して、全面的に貸して、イトーヨーカ堂やアップルランドの運営の中に入ってやっていると、こういうような状況であります。

2年に1回、賃料の更新等がありまして、これは私どもの駐車場も含めてですけれども、だいたいイトーヨーカ堂の担当者がこちらへまいりまして、賃料の引き上げということはあまりありませんので、近年、引き下げてくれないかというふうなことで、2年に1回交渉に来ております。今年も2月中旬頃まいりまして、その時は、毎年のことですが、非常に経営が厳しいと。イトーヨーカ堂自体が、これは後の話ですが、2月の決算でございまして、始まって以来の赤字と言いますか、損益決算に陥ったというようなことで、全国のいくつかの店では大規模な転換を図っていかなくてはいけないということを、その際におっしゃってございました。従いまして、その転換というものが、私どもの解釈の中では、イトーヨーカ堂の業態の中で、今、いくつもの業態をもっていますから、衣料品だけではなくて違うものを、むしろもっと消費者に訴求するような価格の安い業態もありますので、そういう業態を入れてきて業を継続するのか、それとも、全く撤退をして、後をどうするのかというようなことは、その際には説明はございませんでした。従いまして、私どもも非常に心配を、実はしております。ただ、撤退をするとか、しないとか、あるいは、ということでは、まだないというふうに思っております、これから、その辺も含めてイトーヨーカ堂と話をしていきたいと思いますということにしております。

そういう中では、この店はやはり中心の店でございますので、そういうことでございますから、アップルランドも含めてどういう展開が必要なのか、その中で市の果たすべき役割は何なのか、イトーヨーカ堂さんにはどうしても残っていただきたいというふうな、私どもは考え方でございますので、それをこれから十分に詰めさせていただきますということであります。

**中原輝明委員** 部長の答弁と言うか、話は、大変難しい話ですね。一番心配するのは、えんぱーくの建設の当時もそうだが、あの当時の一番最初がイトーヨーカ堂も持続していると。それによって、ここにえんぱーくを建てるが、将来的にはにぎやかに活性化できるということが原点だったと思う。今、部長の話でもそうだと思うが、副市長も苦慮していると思う。例えば、私たちも頑張らなくては行けないが、みんなで、議会で。あれが撤退するということになる、活性化はもとより、どうにもなりませんよ。それをいかにして向こうと交渉していかねば行けないかということが1点と、もう1つは、職員の皆さんが議会に対して、実際困っているとか、こういう状況だということを腹の底と言うか、芯から話しているかいないかということを、私は疑問視している。部長の話で苦慮をしていることはわかるが、本当にこうなって困ってしまったという事態があれば、やはりお互いにみんなで話し合っ、いい方向へ進めていかなければまずいのではないですか。副市長、どうですか、その辺は。

**副市長** 今、部長が答弁させてもらったとおりだと思います。昨年も議長さんと商工会議所の会頭、市長とイトーヨーカ堂のほうへ要請へ行っていただいておりますし、今回もまた、非常に厳しいというのは全国的な傾向でありますので、ぜひ継続を要請してもらおう。そういう機会も作らなければいけないのかなという具合に、今、感じている所でございます。

職員が困ったなら議会に相談すると、いつも事前にしっかり議会のほうに相談するようと言われておりますので、私どももそのようにさせてもらっているつもりでございますけれども、一から十まで全部は行き届かない部分がございますので、もし、そういう点があったら御容赦いただきたいと思っておりますけれども、今回のケースはそ

うということで現在、せっかくうちも一所懸命やっている所でございますし、交流センターによってある程度の集客が確保できるという具合に私どもも確信をもっておりますので、そのようなことでぜひ、営業として成り立つような方策が見つければ良いのかなということを考えている所でございます。

**丸山寿子委員** 確認ですが、条例がこのようにできるということは、塩尻市えんぱーくというものが正式な名称に、この時からこれで決まるという形ですか。今まで、以前にも質問させてもらって、仮称ですけれども、市民交流センターという名前を使ってはいたわけなのですけれど、このえんぱーくというものが正式名称というふうにとらえればいいですか。

**市民交流センター開設準備室長** 先ほど申しあげましたように、まだ、条例の名称等についても庁内で検討を進めている段階でございます。ただ、えんぱーくという愛称につきましては、市民の皆さんから投票いただいて、1,400を超える投票いただいた中から半分以上を超えるような支持をいただいてきた。それで、かなり定着もしているものですから、今回の提案といたしましては、それをできるだけ使ってまいりたいと、そういった考え方で提案をしている所でございます。

**丸山寿子委員** 例えば、レザンホールの場合、愛称はレザンホールで通称でありまして、それはホールとしてわかりやすい。カノラホールだとか音文だとかあるように、括弧つきで塩尻市文化会館というような名称もあるわけなのですけれど、どちらになるかあれかもしれませんが、交流センターというようなものも括弧つきで使ったりしたほうが、やはりいろいろなもの複合で入っているというようなイメージが付きやすいかなというふうに、私は印象として思うのですが、そういったことも考えの中にはあるのかどうか、お聞きしたい。

**市民交流センター開設準備室長** もちろん、御指摘の部分につきましては庁内からもいろいろな御意見をいただいている所であります。おっしゃるように交流の部分でありますとか、あるいは、もう少し違った形の提案もございますので、さらに庁内でも検討を進めてまいりますので、含めて検討させていただきたいと思っております。

**柴田博委員** 施設の構成の所には、図書館と子育て支援センターと、あと市民活動施設ということなのですが、今までの話の中で、商工部門が一部そのビルの中に入るというふう聞いていたわけですが、それがもし入るとしてもえんぱーくの中には含まれないということですか。

**市民交流センター開設準備室長** 設置条例の考え方になるものですから、商工については庁舎と同じという扱いになるものですから、この中ではうたいこまない形になります。

**柴田博委員** そうすると、例えば、ほかの民間施設もあるからそれも同じですけれども、えんぱーくの中に入るか入らないかで、何か変わってくることと言うか、庁内組織の問題とも絡んでくるのだと思うのですが、その辺はどういうふうになるわけですか。

**副市長** 今、建てているビルは再開発ビルなのです。そのビルの9割くらいは市の施設で使いたいと。その中には、図書館もあるし、ということです。その市の施設で使う部分をえんぱーくと言おうよという、そういう条例の作り方をしたらどうかということで、今、検討しています。ただ、今、言われたように、今までは愛称の規定というものをうちはやっていないものですから、それを今、どうしようかなと。また、議員さん方の御意見を聞いて、今までどおりのほうが良いよとか、愛称もきちんとやっておけよとか、いろいろ御意見を聞いて参考にさせてもらって原案を作っていくたい。そういうことで、きょう提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

**柴田博委員** 例えば、ほかの、えんぱーくに含まれない部分も同じビルの中に入るわけで、そうすると、ビル全体の名前というものは、正式なビルの名前というものがまた別にできるということになるわけですか。

**市民交流センター開設準備室長** ビルの名称は、少し長いのですが、大門通り地区市街地再開発ビルなのですが、この条例につきまして、例えば塩尻市えんぱーく条例とした場合なのですが、基本的に建物と言いましても民間のものを規定するわけにはまいりませんので、建物をそういう名前にしましても、この条例が及ぶのは市の専有する部分になりますので、その辺の所は今、例規の作り方の中で研究を進めておりますが、基本的にはそのような考え方です。

**協働企画部長** 今まで市民交流センターイコールえんぱーくというふうにとらえてきたわけですが。その中には、市の公共の部分と民間の部分とがあって、その民間もひっくるめた中でえんぱーくという愛称があるし、市民交流センターというものがあつたわけですが。今度、設置条例として出そうとしているのは、あくまでも市の部分、公共の部分だけなのです。ですから、今までとらえてきた民間の部分も入っているような印象が、そういうイメージがあるのではないかとということも、1つの考え方としてはたぶんあるかと思えますけれど、それは、この中がどういう機能で構成されるかということである程度わかるのではないかとということで、行政部分イコールえんぱーくというふうには、この条例ではそのようなとらえ方をしていますけれども。それは、かえってわかりにくいのではないかと、もっと行政の公な部分だけをとらえて、何か、そうした名称にしたほうが良くはないかという意見があれば、またそれは変えたいと思えますけれども、1つの素案として出させていただきますので、いろいろ意見をお聞きしながら詰めていきたいと、このように考えております。

**中原輝明委員** 関連で、市民交流センターというものが仮称ということで始まったのではないですか。それで、公募をして愛称を募って、それに決定したと。それをまだ、それを使うか使わないか、そんなことを言っていたら進みませんよ。あれは、何のために公募したのですか。あそこの建物の名前をどうかとやったのではないですか、違いますか、基本的に。

**副市長** そのとおりなのですが、例えばレザンホールも愛称でレザンホールと言っていますけれども、条例上は塩尻市文化会館条例となっているのです。だから、今回もせっかく、えんぱーくというのは何となくみんなに愛着も出てきているのかなと思うのですから。だから、思い切ってえんぱーく条例という具合にするのも1つの考え方かなということ、今、検討しています。今までのように、市民交流センター条例とやって、仮称ですね。今まではその仮称を取って、今までのパターンでいったら市民交流センター条例と作るでしょう、たぶん。その名称をえんぱーく条例にするのか、交流センター条例にするのか、どちらが良いのかということ、今、検討中と、そういうことです。

**中原輝明委員** どちらが良いかという、それは行政の問題でわからないが、どちらが良いのか、ここで言ったらどうか。

**副市長** せっかくの新しい施設であるし、えんぱーくという具合にやってもいいのかなと思えますけれども、これは今、内部でも、先ほど言いましたようにいろいろな意見が出ていますので、また議員さん方から御意見もいただければ、それを参考にしてまたやらさせていただきます。

**中原輝明委員** 今、副市長が言われるように、議員さん方から御意見を聞きますと。決まっているから、聞いても、意見を言っても聞かない。それが問題だ。聞くなどということは言うなよ。出してきたものは通している。

**副市長** まだ決まっていません。

**中原輝明委員** そういう言い方がいけない。そういう具合に出してくれば、えんぱーくならえんぱーくではないですか。出してきておいて、議員さんの御意見を聞きたいなど、とんでもない。今までに1回も変わったことはなし。出してきたものは、今まで全部通してきた。

**副市長** 今回お願いしているのは、本当にまだ全然、非常に緩やかな、ただ、えんぱーく条例もなかなか捨て難いねという意見があるということです。よろしくお願いします。

**副委員長** 今の関係で少し整理してみたいのですが、ビルそのものは中心市街地再開発組合が作っている、ビルそのものは中心市街地再開発ビルであって、その大半、9割を市が取得するから、愛称でえんぱーくと付けたというふうに理解をしていたのですが、やはり民間の部分との兼ね合いがありますね。だから、あのビル全部をえんぱーくにしますよという、市のほうで強制するというのも変な話で、他市へ行っても小さく再開発ビルと書いて、名前は違うという所がありますね。だから、その辺の住み分けと言うか、私は、再開発ビルで愛称をえんぱーくというのは、市の施設の部分をえんぱーくと言っている、それが、自然的にえんぱーくにはいろいろなものが入ってくるという形でなじんでいくのかなと思っていたのですが、最初からビルの名前について少しわかりにくい所があったので。

**市民交流センター開設準備室長** この愛称なのですが、実は、建物全体の愛称ということで再開発組合と一緒に募集したものです。ただし、その段階では中にどういう民間が入るかということは、全然お知らせしてないものですから、市民の皆さんのほとんどは愛称イコール仮称市民交流センター部分という受け取りが多かったものだと思います。現実も、今、皆さんのイメージは、えんぱーくというのはだいたい市の施設部分のイメージなものですから、その名前を今回は使って御提案をさせていただいたという所でございます。

**副委員長** だから、それ以外は、愛称はあくまでえんぱーくであって、それ以外にも入っているということもあるということで良いわけですね。

**市民交流センター開設準備室長** はい。

**委員長** ほかにございますか。いいですかね。

#### 議長あいさつ

**委員長** それでは、この委員構成での特別委員会は、きょうで最後になりますので、最後に議長からごあいさつをお願いします。

**議長** 大変長期間にわたりまして、この振興公社設立がいよいよ見えてきたわけでございますが、今、委員長が言われましたとおり、委員会構成がここで5月12日が予定されております。変わってくるわけでございますが、きょう審議された中で、また改めて委員会構成の中でこの問題が出てくるのではないかと考えております。きょうの委員会の中では、条例に基づいてやっているのか、条例が先に動くのか、それともまた、こういったえんぱーくにしても、交流センターにしても、それが先に動いていくのか、その辺の所が少し不透明な所があるのではないかとと思います。無理して条例に結び付けて考えをもっていくのか、条例を直して市民のためにもっていくのか、その辺の所もこれから新しい委員会の構成の中で、塩尻市中心市街地の活性化が進めば一番ありがたいかなと思っている所であります。

これが、皆さんの委員会の最後だと思いますが、改めてまた、この委員会に入って協議していかなければいけない委員の皆さんもいると思います。この辺を踏まえただ中で、改めて会議をもっていければいいのではないかと考えております。本当に、最後の中でこういった大事な振興公社の設立についての審議をいただきましたことを、議会としても慎重にいただいたことを感謝申し上げる次第でございます。大変、御苦勞なことを願ったわけですが、議長からの簡単なごあいさつで終わりたいと思います。大変、御苦勞さまでございました。

### 理事者あいさつ

**委員長** それでは、理事者からあいさつをお願いします。

**副市長** 慎重審議をいただきまして、どうもありがとうございました。きょういただいた意見を参考にしながら、振興公社の設立に向け努力してまいりたいと思いますし、また、えんぱーく条例等につきましても、済みません、公の施設の設置条例につきましても、それぞれ精査をさせていただきまして、また御相談申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

一応きょうでということでございますので、本当にこの間、大変委員の皆さんにはいろいろな面で御指導を賜りまして、本当にありがとうございました。ようやくえんぱーくもつち音高くというような感じで、もうすぐ上へ上がってくるということになっております。これからは運営面を中心に、やはり魂を入れていく時だという具合に覚悟しておりますので、また、新しい委員会におきましてもいろいろ御指導賜って、この事業が成功裏に終わるように、また市街地活性化事業がいろいろな面で円滑に進みまして、塩尻市の51年以降の、塩尻市の本当に活性化ができるように、そのようなことを願ってやっていきたいと思っておりますので、また御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**委員長** それでは、最後になりますが、本日を含めて、この特別委員会ができてから、ちょうどきょうで20回目の開催ということで、その度に多くの議論をいただきました。特に感じた点は、委員会を開くたびに宿題が必ず出るという委員会であったかなと思います。本日の委員会についてもさまざまな課題が出てきておりますので、中心市街地、あるいは広丘も含めた市街地全般につきましては、永久に、活性化が成し遂げられるまでこの委員会は続くのかなと思っておりますので、担当の皆さん、ぜひ力を入れていただいて、また議員の皆さんも代わる方も、残られる方もいらっしゃるかと思いますけれども、市の最重要課題であることには変わりがないと思っておりますので、今後ともますます御活躍をいただくことをお願いいたしまして、2年間のお礼のあいさつとさせていただきます。2年間、本当に御苦勞さまでした。

午後 4時28分 閉会

平成21年4月21日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

市街地活性化特別委員会委員長 中村 努 印